

介護老人保健施設

あじさいの郷

施設サービス運営規程

医療法人 勝又

介護老人保健施設あじさいの郷 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人勝又が開設する介護老人保健施設あじさいの郷（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその扶養者の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 施設名 | 医療法人 勝又 介護老人保健施設 あじさいの郷 |
| (2) 開設年月日 | 平成5年4月20日 |
| (3) 所在地 | 神奈川県足柄上郡開成町金井島 1966 番地 |
| (4) 電話番号 | 0465-82-1165 |
| FAX番号 | 0465-82-1933 |
| (5) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(145-1480022) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。(入所定員100人につき)

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 0.4人以上 |
| (4) 看護職員 | 9.7人以上 |
| (5) 介護職員 | 24.3人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |

2 前項に定めるもののほか、施設の運営上、必要な従業者を置くものとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の介護、機能訓練並びに相談、栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 食費・居住費を別に定める料金表により支払を受ける。
- (3) その他の日常生活費として、教養娯楽費、おやつ代、行事参加費、健康管理費、個室料、私物の洗濯代、理美容代を別に定める利用料金表により支払を受ける。
- (4) 衣料他リースについては、外部事業者が入所者と直接契約する事とする。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 身体拘束廃止に関する基本指針に基づき、定期的（毎月1回）に身体拘束廃止委員会を開催する。必要時は随時開催する。
- 3 身体拘束廃止に関する施設内職員研修を、定期的（毎年2回）に実施する。必要時は随時実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（毎月1回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的（毎年2回）な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡

が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・ 施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第8条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 面会時間は、午前9時から午後7時とする。
 - ・ 消灯時間は、午後9時とする。
 - ・ 外出・外泊については、医師の許可を受ける事とする。
 - ・ 飲酒・喫煙は、施設内では禁止する。
 - ・ 火気取扱は、十分気をつける事。
 - ・ 設備・備品の利用は、施設の許可を得る事。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込みは、施設の許可を得る事。
 - ・ 金銭・貴重品の管理については、各自の責任において所持すること。
 - ・ 携帯電話の管理については、各自の責任において所持すること（充電含む）。
- 破損については、当施設にて責任は負いかねる。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、緊急時、歯科を除き不可とする。どうしても必要な場合は事前に相談する。
 - ・ 宗教活動は、原則禁止する。
 - ・ ペットの持ち込みは、原則禁止する。
 - ・ 入所者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
 - ・ 他入所者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各室職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)

- | | |
|--------------------|-------|
| ② 入所者を含めた総合避難訓練 | 年1回以上 |
| ③ 避難確保計画に基づき避難確保訓練 | 年1回以上 |
| ④ 非常災害用設備の使用方法的徹底 | 随時 |

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行い、入所者のご家族へ速やかに報告する。また、関係市町村やその他関係機関へ報告をする。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会を定期的（毎月1回）に開催するとともに、従業者に対する定期的（年2回）な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(苦情、相談体制)

第17条 当施設は、提供する介護保健施設サービスについての要望、苦情、相談に対し、支援相談員を窓口として、誠意を以って対応に努める。

(協力医療機関)

第18条 当施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関を定める。

- | | |
|----------|--|
| 協力医療機関 | 医療法人勝又 高台病院（神奈川県足柄上郡開成町金井島 1983） |
| 協力医療機関 | 医療法人社団綾和会 間中病院（神奈川県小田原市本町 4-1-26） |
| 協力医療機関 | 神奈川県立 足柄上病院（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 866-1） |
| 協力歯科医療機関 | 医療法人社団藤栄会 小田原歯科診療所（神奈川県小田原市浜町 1-1-49-1F） |

(職員の服務規律)

第 19 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人勝又の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（毎月 1 回）に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 前 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 4 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密及び個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金をとめるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。

2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する、若しくは自由に閲覧できる形で配架するものとする。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めない、運営に関する重要事項については、医療法人勝又介護老人保健施設あじさいの郷の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、平成20年4月1日より施行する。

(改訂 平成23年10月1日)

(改訂 平成24年9月1日)

(改訂 平成25年10月1日)

(改訂 平成26年6月1日)

(改訂 平成26年9月1日)

(改訂 平成27年4月1日)

(改訂 平成28年1月11日)

(改訂 平成28年2月1日)

(改訂 平成29年10月15日)

(改訂 平成30年10月9日)

(改訂 令和1年8月1日)

(改訂 令和1年11月1日)

(改訂 令和1年12月2日)

(改訂 令和2年1月1日)

(改訂 令和2年4月1日)

(改訂 令和2年8月28日)

(改訂 令和2年11月1日)

(改訂 令和3年3月1日)

(改訂 令和 3 年 4 月 1 日)
(改訂 令和 3 年 8 月 1 日)
(改訂 令和 3 年 12 月 1 日)
(改訂 令和 4 年 2 月 1 日)
(改訂 令和 5 年 2 月 1 日)
(改訂 令和 6 年 2 月 7 日)
(改訂 令和 6 年 4 月 1 日)
(改訂 令和 6 年 11 月 1 日)